

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 食品リサイクルを推進するため、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、事業系食品残さ（産業廃棄物を除く）をリサイクルしようとする団体に対し、回収システム構築への支援を目的に交付する福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付手続きについては、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、福岡市内に事業所を有する事業者で市税を滞納していない2以上の事業者で構成された団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者が参加している団体は、補助金の交付対象者としない。

- (1) 代表者が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）である事業者
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のある事業者
- (3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する交付対象者が、保冷库、乾燥機、生ごみ処理機等、食品残さの品質維持を目的として必要な設備を導入したりリサイクルシステムを構築し、運営する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものであり、かつ、補助事業で使用されたことを証明できるものでなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以下とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、限度額については別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象経費のうち管理運営費用については、事業実施月数による月割計算で限度額を定めるものとする。ただし、一月のうち事業実施日数が15日以下の場合は事業実施月とみなさない。
- 3 第1項の規定により算出した補助金及び前項の規定により算出した限度額の千円未満の額は、切り捨てる。

(申請可能年度)

第6条 補助対象経費のうち管理運営費用に係る補助金の交付申請は、初めて補助金の交付決定を受けた年度から起算して3年度目まで行うことができる。ただし、補助金に必要な予算が成立しなかった場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請及び期間)

第7条 補助金の交付申請は、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付申請書

(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げるものを添付して市長に申請するものとする。

- (1) 参加事業者名簿(別紙1-1)
- (2) 参加事業者ごとの参加意思表明書(別紙1-2)
- (3) 事業計画書(別紙1-3)
- (4) 収支計画書(別紙1-4)
- (5) 参加事業者ごとの役員名簿(別紙1-5)
- (6) 参加事業者ごとの登記事項全部証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
- (7) 参加事業者ごとの市税の納税証明書(滞納がないことの証明)
- (8) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (9) 全ての参加事業者の所在地がわかる地図
- (10) 導入する設備に関して、次の各号に掲げる書類
 - ア 設置予定場所の現況写真
 - イ 設置予定場所がわかる位置図
 - ウ 導入設備の仕様がわかる資料(カタログ仕様書等)
 - エ 地権者の承諾書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請の受付期間は、市長が別に定める。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第2条に規定する交付対象者から補助金の交付申請があったときは、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会により申請内容を審査し、その意見を踏まえて、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付決定通知書(様式第2号-1)により、補助金の不交付を決定したときは福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金不交付決定通知書(様式第2号-2)により、すみやかに交付申請を行った者に通知しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合にあって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付申請変更届出書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 交付申請書及び第7条第1項各号に掲げるもの(以下「申請関係書類」という。)の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

(完了の届出)

第10条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業完了届出書(様式第4号)に次の各号に掲げるものを添付して市長が別に定める期日までに市長に届け出なければならない。

- (1) 収支精算書(別紙4-1)
- (2) 実績報告書(別紙4-2)
- (3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し

- (4) 設備導入を適切に実施したことが確認できる写真
- (5) 補助対象経費に人件費が計上されている場合は、従事者が業務に従事した日時及び業務内容が確認できる書類（業務日報等）並びに補助事業者が従事者に業務を依頼したことが確認できる書類（委嘱状等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定及び補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が別に定める様式により、補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請関係書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 第2条第2項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について、相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（事業の継続義務）

第14条 補助事業者は、本事業による食品リサイクルの取組を、初めて補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年以上継続しなければならない。ただし、市長が認める特別な理由により取組を中止する場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、初めて補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年を経過する年度までは、補助金の交付申請を行わない年度においても、第10条第2号に規定する書類により、市長に報告しなければならない。ただし、市長が認める特別な理由により取組を中止した場合はこの限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月12日から施行する。

別表（第4条～第6条関係）

補助対象経費		経費支出基準	限度額 (年額)	申請可能 年度
設備導入 費用	備品費	保冷库等の備品の購入に要する経費	666千円	初年度のみ
	工事費	保冷库等を設置するために必要な工事の経費		
管理運営 費用	借損料	保冷库等の借上げに要する経費	198千円	初年度から 3年度目 まで
	土地等賃借料	保冷库等の設置場所として必要な土地又は建物の借上げに要する経費	240千円	
	電気代	保冷库等の運転に要する経費	66千円	
	消耗品費	乾燥機、生ごみ処理機の消耗品の購入に要する経費	26千円	
	人件費	回収時の立会や清掃等業務を行う者に対して支払われる経費 (従事時間1時間当たりの補助限度額は790円)	96千円	

※管理運営費用については、事業実施月数による月割計算で限度額を定めるものとする。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

[代表者の所在地]

団体名

代表者氏名

印

ご 担 当 者	部署
	氏名
	電話
	FAX
	E-mail

平成 年度福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 参加事業者名簿 (別紙 1-1)
- (2) 参加事業者ごとの参加意思表明書 (別紙 1-2)
- (3) 事業計画書 (別紙 1-3)
- (4) 収支計画書 (別紙 1-4)
- (5) 参加事業者ごとの役員名簿 (別紙 1-5)
- (6) 参加事業者ごとの登記事項全部証明書 (法人の場合) 又は住民票 (個人の場合)
- (7) 参加事業者ごとの市税の納税証明書 (滞納がないことの証明)
- (8) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (9) 全ての参加事業者の所在地がわかる地図
- (10) 導入する設備に関して、次の各号に掲げる書類
 - ア 設置予定場所の現況写真
 - イ 設置予定場所がわかる位置図
 - ウ 導入設備の仕様がわかる資料 (カタログ仕様書等)
 - エ 地権者の承諾書

※上記(1), (2), (5), (6), (9), (10)については、特に変更が無い場合には2年度目以降の継続申請時に提出の必要はありません。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業参加意思表明書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

氏名

印

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

() 担 当 者	部署
	氏名
	電話
	FAX
	E-mail

申請団体名	
-------	--

当社は、上記団体の一員として下記に示す確認事項を承諾のうえ、本申請内容の「福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業」に参加します。

確認事項

1. 本申請団体の代表者を下記に定め、「福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業」に係る一切の手續については、団体の代表者に委任します。

(代表者) 所在地

氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

(5)発生量及び リサイクル量 (推計値)	(単位; kg / 年)			
	事業所名	食品残さ 発生量	リサイクル量	
			設備導入前 (昨年度実績)	設備導入後 (今年度推計)
	合計			

※2年度目以降の継続申請の場合は、リサイクル量の「設備導入前」欄には昨年度実績、「設備導入後」欄には今年度推計量を記入してください。

4 年間スケジュール

- ・設備導入, メンテナンス時期等。
- ・自らリサイクル肥飼料を製造する場合は, 肥飼料化にかかる期間やリサイクル肥飼料の利用頻度等。
- ・リサイクル肥飼料の原材料として譲渡する場合は, 譲渡の頻度等。

上記項目について出来るだけ具体的にスケジュールを記入してください。

予定時期	事業内容

5 特記事項

団体としての活動経歴や, 活動をPRする手段を既に確立している若しくは予定している等, 特筆すべき事項があれば, 自由に記載してください。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業収支計画書

区 分		金額 (円)	内訳・説明	
収入の部	参加事業者からの資金			
	市補助金 (期待額)			
	その他補助金 (期待額)			
	その他			
合 計				
支出の部	補助対象経費	備品費		
		工事費		
		借損料		
		土地等賃借料		
		電気代		
		消耗品費		
		人件費		
	小 計			
	補助対象外経費			
小 計				
合 計				

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、要綱第9条に基づき、市長に届け出ること。
 - ア 申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止しようとするとき。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助事業完了後、要綱第10条に基づき速やかに市長に届け出ること。
 - (4) 本事業による食品リサイクルの取組については、初めて補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年以上継続することとし、要綱第14条に基づき報告書を提出すること。なお、市長が認める特別な理由により取組を中止する場合はこの限りでない。
 - (5) 2年度目以降の継続申請を除き、同一内容の交付申請は1回限りとする。
 - (6) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (7) 要綱および福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金不交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業
- 2 不交付の理由

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付申請変更届出書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

[代表者の所在地]

団体名

代表者氏名

印

ご 担 当 者	部署
	氏名
	電話
	FAX
	E-mail

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付のあった福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業の計画を下記のとおり変更したいので、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業

2 変更(中止)予定年月日 平成 年 月 日

3 変更の内容

(変更前)
(変更後)

※事業を中止する場合は、(変更後)欄に「事業の中止」と記載してください。

4 変更(中止)理由

--

5 備考

必要に応じて、変更内容がわかる書類を添付してください。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業完了届出書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所 在 地

[代表者の所在地]

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

ご 担 当 者	部署
	氏名
	電話
	FAX
	E-mail

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付のあった福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業の当該年度の事業が完了しましたので、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業

2 事業の実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 補助金の交付決定額と精算額

補助金の決定額 円

補助金の精算額 円

4 添付書類

- (1) 収支精算書 (別紙 4-1)
- (2) 実績報告書 (別紙 4-2)
- (3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し
- (4) 設備導入を適切に実施したことが確認できる写真 (初年度報告時のみ)
- (5) 補助対象経費に人件費が計上されている場合は、従事者が業務に従事した日時および業務内容が確認できる書類 (業務日報等) 並びに補助事業者が従事者に業務を依頼したことが確認できる書類 (委嘱状等)

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業収支精算書

区 分		金額 (円)	内訳・説明	
収入の部	参加事業者からの資金			
	市補助金 (期待額)			
	その他補助金 (期待額)			
	その他			
合 計				
支出の部	補助対象経費	備品費		
		工事費		
		借損料		
		土地等賃借料		
		電気代		
		消耗品費		
		人件費		
	小 計			
	補助対象外経費			
		小 計		
合 計				

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業実績報告書

1 申請団体名

--

2 報告対象期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 事業の内容

(1) 導入設備 (台数)	<input type="checkbox"/> 保冷库(台) <input type="checkbox"/> 乾燥機(台) <input type="checkbox"/> 生ごみ処理機(台) <input type="checkbox"/> その他[(台)]
(2) 設置場所	(事業所名及び住所)
(3) 設備の仕様	製造メーカー名・型番・処理能力など出来るだけ詳しく記入してください。
(4) 再生利用の方法	<input type="checkbox"/> 自らリサイクル肥飼料を製造する (1) 肥料化 (2) 飼料化 (3) その他[] 【利用先】 () ・利用先名称及び所在地, 利用内容等を記入してください。 () <input type="checkbox"/> リサイクル肥飼料の原材料として譲渡する (1) 肥料化 (2) 飼料化 (3) その他[] 【譲渡先】 () ・譲渡先名称及び所在地, リサイクル製品の名称等を記入してください ()

(5)発生量及び リサイクル量 (実績値)	(単位; kg / 年)			
	事業所名	食品残さ 発生量	リサイクル量	
			設備導入前 (昨年度)	設備導入後 (今年度)
	合計			

※2 年度目以降の報告の場合は、リサイクル量の「設備導入前」欄には昨年度実績、「設備導入後」欄には今年度実績量を記入してください。

4 年間事業実績

- ・設備導入(初年度報告時のみ)、メンテナンス時期等。
 - ・自らリサイクル肥飼料を製造する場合は、肥飼料化にかかる期間やリサイクル肥飼料の利用頻度等。
 - ・リサイクル肥飼料の原材料として譲渡する場合は、譲渡の頻度等。
- 上記項目について出来るだけ具体的に記入してください。

実施時期	事業内容

5 課題等

- ・食品リサイクルに取り組む中での課題等、自由にご意見を記入してください。

福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市事業系食品リサイクル支援モデル事業
- 2 補助確定金額 円

備考

この通知を受け取ったときは、速やかに本市指定の請求書により、補助金の交付を請求してください。